

■油山カメリアFC U—15規約

(第1条) 名称・所在地

本クラブは油山カメリアFC U—15(以下本クラブ)と称し、福岡市城南区を活動拠点とする。

(第2条) 目的

本クラブはサッカーの技術向上および普及に努めると共に、サッカーを通して地域の中学生の健全育成を目的として活動する。同時に地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(第3条) 入会資格および手続き

本クラブに入会できる者は本規約に賛同した者(中学生)とし、スポーツを行うに適した健康状態の者(以下会員、親権者含む)とする。又、親権者の許可を条件とし、所定の入会申込書及び誓約書に必要事項を記入捺印のうえ提出する。

(第4条) 年会費・月会費

- ①会員は別に定める年会費・月会費を所定の期日までに納入する。
一旦納入した各費用は不可抗力による場合を除いては返却しない。
- ②年度途中での入会の場合でも年会費の金額は変わらない。

(第5条) 費用の支払い方法

費用などの支払い方法は本クラブの指定する口座へ原則、口座振替により支払うものとする。

(第6条) 遵守事項

会員は本規約を遵守すると共に、選手規則・各会場での諸規則に従うものとする。

(第7条) 活動期間

本クラブの活動期間は原則として毎年4月～翌年3月末までの1年間とする。
3年生も原則3月末までとし、受験勉強に切換える場合は休部承知を取ることが出来る。

(第8条) 届出事項の変更

会員は本クラブに届け出た氏名、住所、電話番号などについて変更があった場合、本クラブへ届け出るものとする。

(第9条) 入会

年度途中の入会の場合、会費は入会月よりかかる。

(第10条) 退会

- ①会員が都合により退会する場合は退会届を作成し、退会を希望する月の前月末までに本クラブに提出する。
- ②退会を希望する月の前月末までに退会届が提出されていない場合は退会希望月の会費を支払うものとする。

(第11条) 休会

- ① 会員が都合により休会する場合は休会届を作成し、休会を希望する月の前月末(20日)までに本クラブに提出する。
- ② 休会を希望する月の前月末(20日)までに休会届が提出されていない場合は、休会希望月の会費を支払うものとする。

(第12条) 繼続

会員が年度を越えて継続する場合には、継続手続きを済ませる。

(第13条) 保険

会員は入会とともに、スポーツ傷害保険に加入する。加入手続きは本クラブが行う。
怪我、事故の場合における補償は加入する保険会社の契約通りとする。

(第14条) 負傷時の処置

会員が活動中に怪我をした場合、本クラブにおいて応急処置はするが、その後の処置について本クラブは責任を負わない。

(第15条) 免責

会員は本クラブにおける盗難、傷害、その他の事故についてはスポーツ保険の範囲内で対処することとし、本クラブに対し何ら損害賠償を求めない。

(第16条) 会員情報取扱

入会・更新時に取得する個人情報は登録業務、クラブ内業務、会員内連絡、大会参

加等に使用

することのみ認める。

会員はクラブ内配布用紙、クラブホームページ等に掲載される写真などの肖像権を原則放棄する。

但し、それを認めない場合は本クラブまでその旨連絡のこと。

第17条 禁止行為

会員(親権者含む)は、クラブ活動全般、観戦時等の利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) クラブ、選手、監督、コーチ、スタッフ、その他の関係者(以下「クラブ関係者等」という)または他の利用者その他の第三者に対する誹謗中傷、差別的言動、名誉毀損、侮辱、脅迫、いやがらせ、(インターネット、SNSを含む)その他法令もしくは公序良俗に違反する行為、またはそれらのおそれのある行為。
- (2) クラブ関係者等の肖像権、プライバシー権、パブリシティ権その他の権利を侵害する行為。
- (3) 事実に反する情報を公表する行為、または事実に反するかのような誤認を生じさせる行為。

- (4) 不正アクセス行為、コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはこれらの行為を助長する行為。
- (5) その他、クラブが不適切と判断する行為。

第18条（違反時の措置）

クラブは、会員（親権者含む）が前条各号のいずれかに該当する行為を行った場合、事前の通知なく、以下の措置の一部または全部を講じることができるものとします。

- (1) 注意、警告、または違反行為の中止の要求。
- (2) 当該利用者によるクラブ活動利用停止、または会員資格の剥奪処分（退会）。
- (3) 投稿された情報（SNS等）の削除、または非表示処理。
- (4) 当該違反行為によりクラブまたはクラブ関係者等が被った損害に対する賠償請求。
- (5) 警察その他の公的機関への通報、または弁護士と連携した法的措置（発信者情報開示請求、刑事告訴等）の実施。

（第19条）除名

会員（親権者含む）が次の事項等に該当するとき、会員として不適格と判断した者に対し、除名することができる。（クラブ注意事項参照）

- ①本規約に違反したとき。または違反したと判断したとき。
- ③ 本クラブの名誉と品格を著しく阻害したとき。
- ④ 会費、諸費用などを3ヶ月以上滞納したとき。

（第20条）規約の改正

本規約は、本クラブの運営委員の決議を以って隨時改正することができる。

その他、必要な事項も隨時追加することができる。

（第21条）発効

本規約は2026年4月1日より発効する。